

区民委員会議案説明資料

令和元年 9 月 2 7 日

件 名	頁
1 第 7 7 号議案 足立区地域体育館条例の一部を改正する条例	1
2 第 7 8 号議案 足立区営運動場条例の一部を改正する条例	4
3 第 7 9 号議案 足立区温水プール条例の一部を改正する条例	7
4 第 8 0 号議案 足立区東綾瀬公園温水プール条例の一部を改正する条例 . . .	10
5 第 1 0 5 号議案 足立区生涯学習センター条例の一部を改正する条例	13
6 第 1 0 6 号議案 足立区地域学習センター条例の一部を改正する条例	15
7 第 1 0 7 号議案 足立区立図書館条例の一部を改正する条例	17

(地域のちから推進部)

第 7 7 号議案説明資料

令和元年 9 月 2 7 日

件 名	足立区地域体育館条例の一部を改正する条例
所管部課名	地域のちから推進部 スポーツ振興課
内 容	<p>下記のとおり、足立区地域体育館条例の一部を改正する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 改正の理由 足立区地域体育館の年末年始（12月28日及び1月4日）の開館に伴い、休館日及び使用時間に関わる規定の整備を行うため。</p> <p>2 改正の内容（別紙1新旧対照表のとおり） 現在、休館となっている12月28日と1月4日を開館するため、休館日及び使用時間に関わる規定を改正する。</p> <p>3 施行年月日 公布の日から施行する。</p>
今後の方針	<p>地域体育館において、令和元年12月28日と令和2年1月4日の開館を行う。今後は継続的に開館し、区民サービスの向上に努めていく。</p> <p>また、条例成立後、速やかに規則改正を行う。</p>

足立区地域体育館条例の一部を改正する条例 新旧対照表(案)

改正前	改正後
<p>足立区地域体育館条例 昭和 56 年 3 月 31 日条例第 25 号</p> <p>第 1 条～第 4 条 (省略)</p> <p><u>(休館日)</u> 第 5 条 地域体育館の休館日は、次のとおりとする。ただし、区長は、必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。 <u>(1) 1月1日から同月4日まで</u> <u>(2) 12月28日から同月31日まで</u></p> <p>第 6 条～第 12 条 (省略)</p> <p>(使用承認の取消等) 第 13 条 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の承認を取り消し、又は使用を停止し、若しくは使用を制限することができる。 (1) 第 8 条第 1 号から第 3 号までのいずれかに該当するとき。 (2) 使用の目的に反する行為があつたとき。 (3) この条例若しくは規則に違反し、又は<u>第 16 条第 1 項の規定により</u></p>	<p>足立区地域体育館条例 昭和 56 年 3 月 31 日条例第 25 号</p> <p>第 1 条～第 4 条 (現行のとおり)</p> <p><u>(休館日及び開館時間)</u> 第 5 条 地域体育館の休館日は、次のとおりとする。ただし、区長は、必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。 <u>(1) 1月1日から同月3日まで</u> <u>(2) 12月29日から同月31日まで</u> <u>2 地域体育館の開館時間は、午前 9 時から午後 9 時までとする。ただし、区長は、必要と認めるときは、これを変更することができる。</u> <u>3 前 2 項の規定にかかわらず、第 16 条第 1 項の規定により地域体育館の管理を行う者(以下「指定管理者」という。)は、必要と認めるときは、区長の承認を得て、第 1 項の休館日を変更し、若しくは臨時に休館日を定め、又は前項の開館時間を変更することができる。</u></p> <p>第 6 条～第 12 条 (現行のとおり)</p> <p>(使用承認の取消等) 第 13 条 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の承認を取り消し、又は使用を停止し、若しくは使用を制限することができる。 (1) 第 8 条第 1 号から第 3 号までのいずれかに該当するとき。 (2) 使用の目的に反する行為があつたとき。 (3) この条例若しくは規則に違反し、又は<u>指定管理者</u>の指示に従わな</p>

<p><u>地域体育館の管理を行う者（以下「指定管理者」という。）の指示に従わないとき。</u></p> <p>(4) 災害その他の事故により施設の使用ができなくなったとき。 (5) 前各号のほか区長が必要と認めたとき。</p> <p>第14条～第22条（省略）</p> <p>別表第1～別表第2（省略）</p>	<p>いとき。</p> <p>(4) 災害その他の事故により施設の使用ができなくなったとき。 (5) 前各号のほか区長が必要と認めたとき。</p> <p>第14条～第22条（現行のとおり）</p> <p><u>付 則（令和元年 月 日条例第 号）</u> <u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p> <p>別表第1～別表第2（現行のとおり）</p>
--	---

第 7 8 号議案説明資料

令和元年 9 月 2 7 日

件 名	足立区営運動場条例の一部を改正する条例
所管部課名	地域のちから推進部 スポーツ振興課
内 容	<p>下記のとおり、足立区営運動場条例の一部を改正する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 改正の理由 足立区平野運動場の年末年始（12月28日及び1月4日）の開場に伴い、休場日及び使用時間に関わる規定の整備を行うため。</p> <p>2 改正の内容（別紙2新旧対照表のとおり） 現在、休場となっている12月28日と1月4日を開場するため、休場日及び使用時間に関わる規定を改正する。</p> <p>3 施行年月日 公布の日から施行する。</p>
今後の方針	<p>平野運動場において、令和元年12月28日と令和2年1月4日の開場を行う。今後は継続的に開場し、区民サービスの向上に努めていく。</p> <p>また、条例成立後、速やかに規則改正を行う。</p>

足立区営運動場条例の一部を改正する条例 新旧対照表(案)

改正前	改正後						
<p>足立区営運動場条例</p> <p>昭和 24 年 9 月 1 日条例第 6 号</p> <p>第 1 条～第 2 条 (省略)</p> <p>第 3 条～第 7 条 (省略)</p> <p>(使用承認の取消し等)</p> <p>第 8 条 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の承認を取り消し、又は使用の条件を変更し、若しくは使用を停止することができる。</p> <p>(1) 第 4 条第 1 号から第 3 号までのいずれかに該当するとき。</p>	<p>足立区営運動場条例</p> <p>昭和 24 年 9 月 1 日条例第 6 号</p> <p>第 1 条～第 2 条 (現行のとおり)</p> <p><u>(休場日及び使用時間)</u></p> <p><u>第 2 条の 2 運動場の休場日は、次のとおりとする。ただし、区長は、必要と認めたときは、これを変更し、又は臨時に休場日を定めることができる。</u></p> <p>(1) 1 月 1 日から同月 3 日まで</p> <p>(2) 12 月 29 日から同月 31 日まで</p> <p><u>2 運動場の各施設の使用時間は、次のとおりとする。ただし、区長は、必要と認めたときは、これを変更することができる。</u></p> <table border="1" data-bbox="1137 842 2027 999"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>使用時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>野球場</td> <td>午前 6 時から午後 6 時まで</td> </tr> <tr> <td>庭球場及びゲートボール場</td> <td>午前 6 時から午後 5 時まで</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>3 前 2 項の規定にかかわらず、第 12 条第 1 項の規定により運動場の管理を行う者(以下「指定管理者」という。)は、必要と認めたときは、区長の承認を得て、第 1 項の休場日を変更し、若しくは臨時に休場日を定め、又は前項の使用時間を変更することができる。</u></p> <p>第 3 条～第 7 条 (現行のとおり)</p> <p>(使用承認の取消し等)</p> <p>第 8 条 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の承認を取り消し、又は使用の条件を変更し、若しくは使用を停止することができる。</p> <p>(1) 第 4 条第 1 号から第 3 号までのいずれかに該当するとき。</p>	種別	使用時間	野球場	午前 6 時から午後 6 時まで	庭球場及びゲートボール場	午前 6 時から午後 5 時まで
種別	使用時間						
野球場	午前 6 時から午後 6 時まで						
庭球場及びゲートボール場	午前 6 時から午後 5 時まで						

(2) この条例若しくは規則に違反し、又は第12条第1項の規定により運動場の管理を行う者(以下「指定管理者」という。)の指示に従わないとき。

(3) 災害その他の事故により施設の使用ができなくなったとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、区長が必要と認めたとき。

第9条～第18条 (省略)

別表第1 (第5条関係)

種別	使用単位	金額
野球場	1面 2時間以内	1,400円
庭球場	1面 1時間以内	600円
ゲートボール場	1面 1時間以内	200円
運動場	<u>午前(午前9時～午後1時)</u>	<u>2,900円</u>
	<u>午後(午後1時～午後5時)</u>	<u>2,900円</u>

備考

1 野球場の使用時間は、午前6時から午後6時までとし、庭球場及びゲートボール場の使用時間は、午前6時から午後5時までとする。ただし、区長が必要と認める場合は、これを変更することができる。

2 使用時間には、準備及び後片付けの時間を含むものとする。

別表第2 (省略)

(2) この条例若しくは規則に違反し、又は指定管理者の指示に従わないとき。

(3) 災害その他の事故により施設の使用ができなくなったとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、区長が必要と認めたとき。

第9条～第18条 (現行のとおり)

付 則(令和元年 月 日条例第 号)

この条例は、公布の日から施行する。

別表第1 (第5条関係)

種別	使用単位	金額
野球場	1面 2時間以内	1,400円
庭球場	1面 1時間以内	600円
ゲートボール場	1面 1時間以内	200円

備考

上記の時間には、準備及び後片付けの時間を含むものとする。

別表第2 (現行のとおり)

第 7 9 号議案説明資料

令和元年 9 月 2 7 日

件 名	足立区温水プール条例の一部を改正する条例
所管部課名	地域のちから推進部 スポーツ振興課
内 容	<p>下記のとおり、足立区温水プール条例の一部を改正する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 改正の理由（別紙 3 新旧対照表のとおり） 足立区竹の塚温水プールの年末年始（12月28日及び1月4日）の開館に伴い、休館日に関わる規定の整備を行うため。</p> <p>2 改正の内容 現在、休館となっている12月28日と1月4日を開館するため、休館日に関わる規定を改正する。</p> <p>3 施行年月日 公布の日から施行する。</p>
今後の方針	<p>竹の塚温水プールにおいて、令和元年12月28日と令和2年1月4日の開館を行う。今後は継続的に開館し、区民サービスの向上に努めていく。 また、条例成立後、速やかに規則改正を行う。</p>

足立区温水プール条例の一部を改正する条例 新旧対照表(案)

改正前	改正後
<p>足立区温水プール条例</p> <p>昭和 53 年 3 月 31 日条例第 6 号</p> <p>第 1 条～第 5 条 (省略)</p> <p>(休館日)</p> <p>第 6 条 温水プールの休館日は、次のとおりとする。ただし、区長は、必要と認めたときは、これを変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。</p> <p><u>(1) 1月1日から同月4日まで</u></p> <p><u>(2) 12月28日から同月31日まで</u></p> <p>第 7 条～第 13 条 (省略)</p> <p>(使用承認の取消し等)</p> <p>第 14 条 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の承認を取り消し、又は使用の条件を変更し、若しくは使用を停止することができる。</p> <p>(1) 第 9 条第 1 号から第 3 号までのいずれかに該当するとき。</p> <p>(2) 使用の目的に反する行為があつたとき。</p> <p>(3) この条例若しくは規則に違反し、又は<u>第 17 条第 1 項の規定により</u></p>	<p>足立区温水プール条例</p> <p>昭和 53 年 3 月 31 日条例第 6 号</p> <p>第 1 条～第 5 条 (現行のとおり)</p> <p>(休館日)</p> <p>第 6 条 温水プールの休館日は、次のとおりとする。ただし、区長は、必要と認めたときは、これを変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。</p> <p><u>(1) 1月1日から同月3日まで</u></p> <p><u>(2) 12月29日から同月31日まで</u></p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、第 17 条第 1 項の規定により温水プールの管理を行う者(以下「指定管理者」という。)は、必要と認めたときは、区長の承認を得て、前項の休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。</u></p> <p>第 7 条～第 13 条 (現行のとおり)</p> <p>(使用承認の取消し等)</p> <p>第 14 条 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の承認を取り消し、又は使用の条件を変更し、若しくは使用を停止することができる。</p> <p>(1) 第 9 条第 1 号から第 3 号までのいずれかに該当するとき。</p> <p>(2) 使用の目的に反する行為があつたとき。</p> <p>(3) この条例若しくは規則に違反し、又は<u>指定管理者</u>の指示に従わな</p>

<p><u>温水プールの管理を行う者（以下「指定管理者」という。）の指示に従わないとき。</u></p> <p>(4) 災害その他の事故により施設の使用ができなくなつたとき。 (5) 前各号のほか、区長が必要と認めたとき。</p> <p>第 15 条～第 23 条 省略)</p> <p>別表 (省略)</p>	<p>いとき。</p> <p>(4) 災害その他の事故により施設の使用ができなくなつたとき。 (5) 前各号のほか、区長が必要と認めたとき。</p> <p>第 15 条～第 23 条 (現行のとおり)</p> <p><u>付 則 (令和元年 月 日条例第 号)</u> <u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p> <p>別表 (現行のとおり)</p>
--	--

第 8 0 号議案説明資料

令和元年 9 月 2 7 日

件 名	足立区東綾瀬公園温水プール条例の一部を改正する条例
所管部課名	地域のちから推進部 スポーツ振興課
内 容	<p>下記のとおり、足立区東綾瀬公園温水プール条例の一部を改正する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 改正の理由 足立区東綾瀬公園温水プールの年末年始（12月28日及び1月4日）の開館に伴い、休館日に関わる規定の整備を行うため。</p> <p>2 改正の内容（別紙4新旧対照表のとおり） 現在、休館となっている12月28日と1月4日を開館するため、休館日に関わる規定を改正する。</p> <p>3 施行年月日 公布の日から施行する。</p>
今後の方針	<p>東綾瀬公園温水プールにおいて、令和元年12月28日と令和2年1月4日の開館を行う。今後は継続的に開館し、区民サービスの向上に努めていく。また、条例成立後、速やかに規則改正を行う。</p>

足立区東綾瀬公園温水プール条例の一部を改正する条例 新旧対照表(案)

改正前	改正後
<p data-bbox="210 300 651 331">足立区東綾瀬公園温水プール条例</p> <p data-bbox="701 347 1113 379">平成4年3月31日条例第29条</p> <p data-bbox="120 437 465 469">第1条～第5条 (省略)</p> <p data-bbox="159 528 320 560">(開設期間)</p> <p data-bbox="120 576 1113 695">第6条 各施設の開設期間は、別表第1のとおりとする。ただし、区長は、必要と認めたときは、これを変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。</p> <p data-bbox="120 895 481 927">第7条～第13条 (省略)</p> <p data-bbox="159 986 465 1018">(使用承認の取消し等)</p> <p data-bbox="120 1034 1113 1153">第14条 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の承認を取り消し、又は使用の条件を変更し、若しくは使用を禁止することができる。</p> <p data-bbox="152 1169 1113 1428"> (1) 第9条第1号から第3号までのいずれかに該当するとき。 (2) 使用の目的に反する行為をしたとき。 (3) この条例若しくは規則に違反し、又は<u>第17条第1項の規定により東綾瀬公園温水プールの管理を行う者(以下「指定管理者」という。)</u>の指示に従わないとき。 (4) 災害その他の事故により施設の使用ができなくなったとき。 </p>	<p data-bbox="1227 300 1668 331">足立区東綾瀬公園温水プール条例</p> <p data-bbox="1720 347 2132 379">平成4年3月31日条例第29条</p> <p data-bbox="1137 437 1601 469">第1条～第5条 (現行のとおり)</p> <p data-bbox="1176 528 1337 560">(開設期間)</p> <p data-bbox="1137 576 2132 695">第6条 各施設の開設期間は、別表第1のとおりとする。ただし、区長は、必要と認めたときは、これを変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。</p> <p data-bbox="1137 711 2132 831"><u>2 前項の規定にかかわらず、第17条第1項の規定により東綾瀬公園温水プールの管理を行う者(以下「指定管理者」という。)</u>は、必要と認めたときは、<u>区長の承認を得て、臨時に休館日を定めることができる。</u></p> <p data-bbox="1137 895 1617 927">第7条～第13条 (現行のとおり)</p> <p data-bbox="1176 986 1482 1018">(使用承認の取消し等)</p> <p data-bbox="1137 1034 2132 1153">第14条 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の承認を取り消し、又は使用の条件を変更し、若しくは使用を禁止することができる。</p> <p data-bbox="1169 1169 2132 1428"> (1) 第9条第1号から第3号までのいずれかに該当するとき。 (2) 使用の目的に反する行為をしたとき。 (3) この条例若しくは規則に違反し、又は<u>指定管理者</u>の指示に従わないとき。 (4) 災害その他の事故により施設の使用ができなくなったとき。 </p>

(5) 前各号のほか、区長が必要と認めたとき。

第15条～第23条 (省略)

別表第1 (第6条関係)

施設名	開設期間
室内プール	<u>1月5日～12月27日</u>
屋外プール	7月1日～9月15日

別表第2 (省略)

(5) 前各号のほか、区長が必要と認めたとき。

第15条～第23条 (現行のとおり)

付 則 (令和元年 月 日条例第 号)

この条例は、公布の日から施行する。

別表第1 (第6条関係)

施設名	開設期間
室内プール	<u>1月4日～12月28日</u>
屋外プール	7月1日～9月15日

別表第2 (現行のとおり)

第 1 0 5 号議案説明資料

令和元年 9 月 2 7 日

件 名	足立区生涯学習センター条例の一部を改正する条例
所管部課名	地域のちから推進部 地域文化課
内 容	<p>下記のとおり、足立区生涯学習センター条例の一部を改正する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 改正の理由 足立区生涯学習センターの年末年始（12月28日及び1月4日）の開館に伴い、休館日に関わる規定の整備を行うため。</p> <p>2 改正の内容（別紙 5 新旧対照表のとおり） 現在、休館となっている12月28日と1月4日を開館するため、休館日に関わる規定を改正する。</p> <p>3 施行年月日 公布の日から施行する。</p>
今後の方針	<p>生涯学習センターにおいて、令和元年12月28日と令和2年1月4日の開館を行う。今後は継続的に開館し、区民サービスの向上に努めていく。</p> <p>また、条例成立後、速やかに規則改正を行う。</p>

足立区生涯学習センター条例の一部を改正する条例 新旧対照表(案)

改正前	改正後
<p>足立区生涯学習センター条例 平成12年3月31日条例第62号</p> <p>第1条～第4条 (省略)</p> <p>(休館日)</p> <p>第5条 学習センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、第17条第1項の規定により学習センターの管理を行う者(以下「指定管理者」という。)は、必要と認めるときは、教育委員会の承認を得て、これを変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。</p> <p><u>(1) 1月1日から同月4日まで</u> <u>(2) 12月28日から同月31日まで</u></p> <p>(開館時間)</p> <p>第6条 学習センターの開館時間は、<u>午前9時から午後9時30分まで</u>とする。ただし、指定管理者が、特に必要があると認めるときは、教育委員会の承認を得て、これを変更することができる。</p> <p>第7条～第23条 (省略)</p> <p>別表第1～別表第2 (省略)</p>	<p>足立区生涯学習センター条例 平成12年3月31日条例第62号</p> <p>第1条～第4条 (現行のとおり)</p> <p>(休館日)</p> <p>第5条 学習センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、第17条第1項の規定により学習センターの管理を行う者(以下「指定管理者」という。)は、必要と認めるときは、教育委員会の承認を得て、これを変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。</p> <p><u>(1) 1月1日から同月3日まで</u> <u>(2) 12月29日から同月31日まで</u></p> <p>(開館時間)</p> <p>第6条 学習センターの開館時間は、<u>1月5日から12月27日までは午前9時から午後9時30分までとし、1月4日及び12月28日は午前9時から午後6時まで</u>とする。ただし、指定管理者が、特に必要があると認めるときは、教育委員会の承認を得て、これを変更することができる。</p> <p>第7条～第23条 (現行のとおり)</p> <p><u>付 則(令和元年 月 日条例第 号)</u> <u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p> <p>別表第1～別表第2 (現行のとおり)</p>

第 1 0 6 号議案説明資料

令和元年 9 月 2 7 日

件 名	足立区地域学習センター条例の一部を改正する条例
所管部課名	地域のちから推進部 地域文化課
内 容	<p>下記のとおり、足立区地域学習センター条例の一部を改正する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 改正の理由 足立区地域学習センターの年末年始（12月28日及び1月4日）の開館に伴い、休館日に関わる規定の整備を行うため。</p> <p>2 改正の内容（別紙6新旧対照表のとおり） 現在、休館となっている12月28日と1月4日を開館するため、休館日に関わる規定を改正する。</p> <p>3 施行年月日 公布の日から施行する。</p>
今後の方針	地域学習センターにおいて、令和元年12月28日と令和2年1月4日の開館を行う。今後は継続的に開館し区民サービスの向上に努めていく。

足立区地域学習センター条例の一部を改正する条例 新旧対照表(案)

改正前	改正後
<p>足立区地域学習センター条例 平成13年3月30日条例第34号</p> <p>第1条～第4条 (省略)</p> <p>(休館日)</p> <p>第5条 地域学習センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、第17条第1項の規定により地域学習センターの管理を行う者(以下「指定管理者」という。)は、必要と認めるときは、教育委員会の承認を得て、これを変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。</p> <p><u>(1) 1月1日から同月4日まで</u> <u>(2) 12月28日から同月31日まで</u></p> <p>(開館時間)</p> <p>第6条 地域学習センターの開館時間は、<u>午前9時から午後9時30分まで</u>とする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、教育委員会の承認を得て、これを変更することができる。</p> <p>第7条～第24条 (省略)</p> <p>別表第1～別表第2 (省略)</p>	<p>足立区地域学習センター条例 平成13年3月30日条例第34号</p> <p>第1条～第4条 (現行のとおり)</p> <p>(休館日)</p> <p>第5条 地域学習センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、第17条第1項の規定により地域学習センターの管理を行う者(以下「指定管理者」という。)は、必要と認めるときは、教育委員会の承認を得て、これを変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。</p> <p><u>(1) 1月1日から同月3日まで</u> <u>(2) 12月29日から同月31日まで</u></p> <p>(開館時間)</p> <p>第6条 地域学習センターの開館時間は、<u>1月5日から12月27日までは午前9時から午後9時30分までとし、1月4日及び12月28日は午前9時から午後6時まで</u>とする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、教育委員会の承認を得て、これを変更することができる。</p> <p>第7条～第24条 (現行のとおり)</p> <p><u>付 則(令和元年 月 日条例第 号)</u> <u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p> <p>別表第1～別表第2 (現行のとおり)</p>

第 1 0 7 号議案説明資料

令和元年 9 月 2 7 日

件 名	足立区立図書館条例の一部を改正する条例
所管部課名	地域のちから推進部 中央図書館
内 容	<p>下記のとおり、足立区立図書館条例の一部を改正する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 改正の理由 足立区立地域図書館の年末年始（12月28日及び1月4日）の開館に伴い、休館日に関わる規定の整備を行うため。</p> <p>2 改正の内容（別紙7新旧対照表のとおり） 現在、休館となっている12月28日と1月4日を開館するため、休館日に関わる規定を改正する。</p> <p>3 施行年月日 公布の日から施行する。</p>
今後の方針	<p>地域図書館において、令和元年12月28日と令和2年1月4日の開館を行う。今後は継続的に開館し、区民サービスの向上に努めていく。</p>

改正前			改正後		
足立区立図書館条例 昭和44年3月31日条例第10号			足立区立図書館条例 昭和44年3月31日条例第10号		
第1条～第13条 省略			第1条～第13条 省略		
別表第1 省略			別表第1 省略		
別表第2(第4条関係)			別表第2(第4条関係)		
館	開館時間	休館日	館	開館時間	休館日
中央館		省略	中央館		省略
地域館	午前9時から午後8時まで	1 12月29日から同月31日まで 2 <u>1月1日から同月4日まで</u> 3 <u>館内整理日 毎月末日(12月は28日)</u> ただし、3月及び12月を除く月の末日が土曜日、日曜日又は休日に当たる場合は、その直前の金曜日(その日が休日に当たるときは、その前日)とする。 4 特別整理期間 年間15日以内 5 館内消毒日 年間2日以内 6 設備等の保守点検日 年6日以内	地域館	午前9時から午後8時まで <u>12月28日及び1月4日は午前9時から午後5時まで</u>	1 12月29日から同月31日まで 2 <u>1月1日から同月3日まで</u> 3 <u>館内整理日 毎月末日(12月を除く。)</u> ただし、3月を除く月の末日が土曜日、日曜日又は休日に当たる場合は、その直前の金曜日(その日が休日に当たるときは、その前日)とする。 4 特別整理期間 年間15日以内 5 館内消毒日 年間2日以内 6 設備等の保守点検日 年間6日以内
受渡窓口		省略	受渡窓口		省略